

「災害時における応急復旧活動に関する協定」を締結します

災害時における応急復旧体制の強化を目的として、次の建設労働組合 5 団体と「災害時における応急復旧活動に関する協定」を下記のとおり締結することといたしましたのでお知らせします。

1 締結式の日程等

(1) 日 時

平成 29 年 5 月 2 日 (火) 午後 4 時から

(2) 会 場

相模原市役所本館 2 階 第 1 特別会議室

(3) 出席者

- ・神奈川土建一般労働組合相模原支部 執行委員長 原 良雄
- ・相模中央建設組合 組合長 小川 栄一
- ・相模大野建設組合 組合長 田村 久司
- ・相模原総合建設組合 組合長 児玉 廣美
- ・津久井建業組合 組合長 関戸 廣文
- ・相模原市 市長 加山 俊夫

2 協定の内容

大規模災害により市内に被害が発生した場合などにおいて、協定締結の相手方が市の要請により次に掲げる応急復旧活動における労務及び資機材等の提供を行うものです。

- ・市が指定する箇所の応急復旧作業
- ・市が指定する施設内の構造物に係る応急復旧作業

など

3 県内他市の状況

海老名市、厚木市、伊勢原市、平塚市、茅ヶ崎市、三浦市、綾瀬市及び座間市では、建設労働組合と同様の内容の協定を締結しています。

問い合わせ先
危機管理課
電話：042-769-8208
Fax：042-769-8326